

答申第75号

答 申

1 審査会の結論

平成29年2月6日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月20日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。ただし、不開示決定を行う根拠条例については、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第7条第2号及び第4号とするのが適当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、条例第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月6日付けで次のとおり開示請求を行った。

H27年度火災原因について（放火・放火の疑い）の報告書

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

平成27年火災原因損害調査報告書

平成28年火災原因損害調査報告書

- (3) 実施機関は、本件公文書について、公文書を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年2月20日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

条例第7条第4号（犯罪捜査等情報）に該当するため

- (4) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

事案が「刑法第108条」であり、中村光一は津市長前葉泰幸には報告しており、忤度があり、情報公開の趣旨に反し、過去の教訓も生かされておらず全く反省していなく、不開示決定は不当だ。

4 実施機関の不開示理由説明

本件公文書は、公にすることにより犯罪捜査に係する情報が洩れ、放火による犯罪の予防又は捜査の障害となり、また、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるため。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件公文書を不開示とした決定が適正であるか否かについて争っていることから、当審査会は、実施機関の決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、市はその基本的責務として、公共の安全と秩序を維持し、住民の安全を確保する責務を有することから、公にすることにより犯罪の予防、捜査などの公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を、犯罪捜査等情報として不開示情報としたものである。

火災原因報告書は、火災発生事案に係る発生日時、場所、建物所有者、発見者、出火原因、被害状況等が詳細に記載された調査報告書であるが、原則公開を旨とする公文書公開の例に漏れるものではなく、条例に規定する不開示情報が含まれていない範囲において公開されるべきものであるが、本件開示請求においては、当該報告書のうち、放火又は放火の疑いのある案件に限定した請求を行ったものである。

本件開示請求の対象とされている放火又は放火の疑いのある火災であれば、いずれかの時期において捜査当局による捜査が行われたであろうことは疑いの余地はなく、本件公文書を開示することにより公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の主張は否定できない。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

実施機関は、本件処分において、不開示とした根拠を条例第7条第4号のみとしている。しかしながら、本件公文書では、その多くの箇所において不開示とすべき個人情報に記載されており、個人に関する情報を不開示とした条例第7条第2号に該当すると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂